



The Japanese Shipowners' Association



定期傭船契約とは

2019年6月10日

(一社)日本船主協会



目次

1. 海上運送の特徴
2. 傭船契約の種類と特徴

(一社)日本船主協会とは

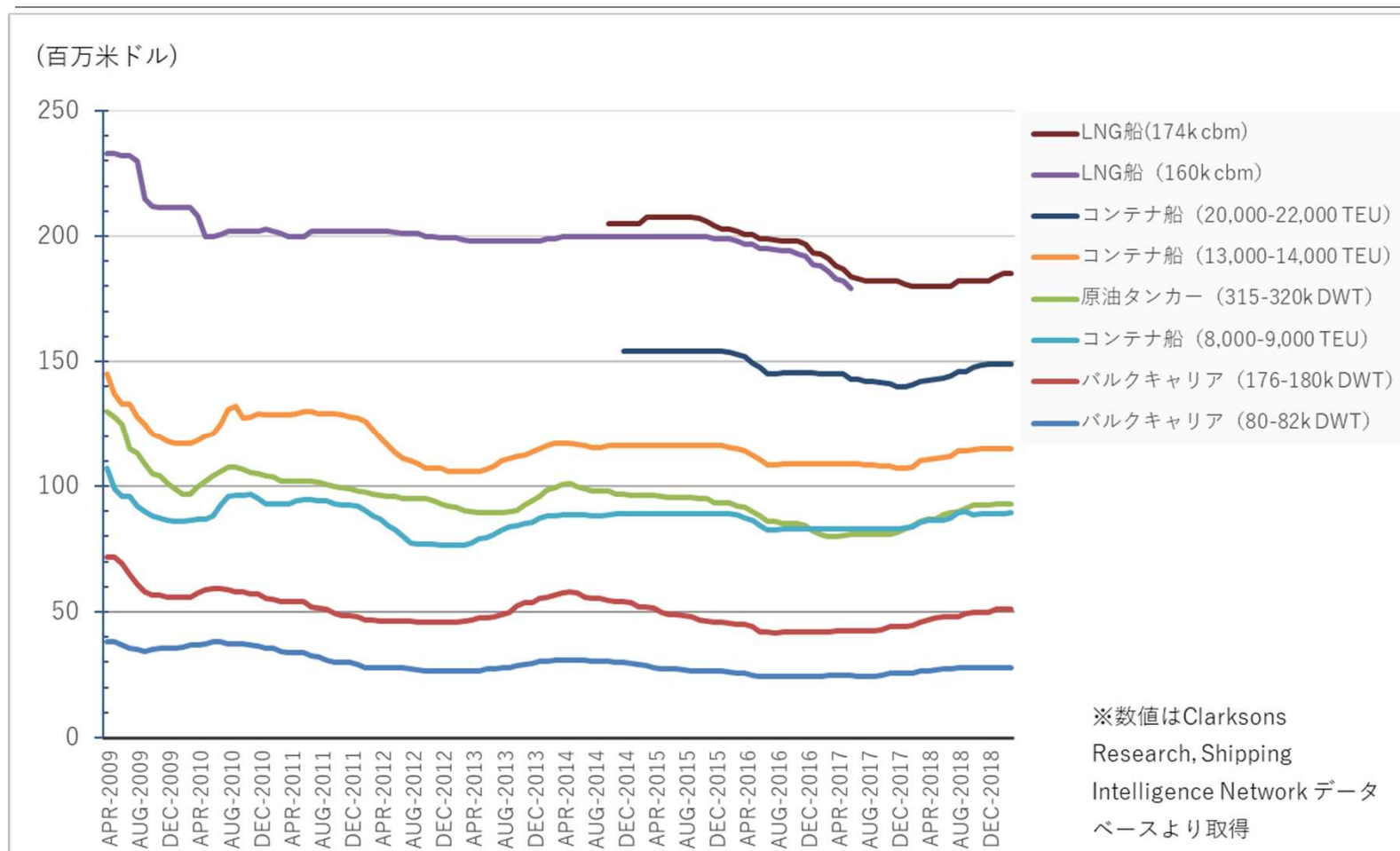
- ✓ 1947年6月に設立
- ✓ 100総トン以上の船舶の所有者、賃借人ならびに運航業者で日本国籍を有する者を会員とする
(2019年4月1日現在126社)



1. 海上運送の特徴

- ◆高額で耐久性が求められる船舶を利用
- ◆品質(堪航性等)の維持
- ◆メンテナンスや運航の仕方次第で変わるコスト
- ◆教育を受け、経験を積んだ船員の確保
- ◆天候や海賊・テロ、海難等のリスクへの対応
- ◆国や地域ごとに違うルールに精通
- ◆スケジュールの維持等顧客要望への対応

新造船価格の推移



世界の船舶運航隻数

(2019年3月1日時点)

単位：隻

船種	サイズ	0-4才	5-9才	10-14才	15-19才	20才以上	TTL
バルクキャリア	10,000 dwt以上	2,564	5,051	1,689	978	1,122	11,404
原油タンカー	10,000 dwt以上	1,445	1,832	2,027	967	501	6772
LNG船	—	193	104	149	49	65	560
コンテナ船	3,000 teu以上	512	760	718	270	89	2349

出典：Clarksons Research, "Shipping Review & Outlook (Spring2019)"

船舶スクラップ（解撤）平均船齢 （2018年実績）

船種	サイズ	平均船齢
バルクキャリア		
Capesize	100,000+ dwt	23.2
Panamax	65-79,999 dwt	21.6
Handymax	40-64,999 dwt	29.8
原油タンカー		
VLCC	200,000+ dwt	19.2
Suezmax	125-199,999 dwt	21.5
Aframax	85-124,999 dwt	20.9
LNG船		
	—	41.8
コンテナ船		
	8,000 teu以上	解撤なし
Intermediate	3-7,999 teu	18.5
Feeder	<3,000 teu	24.7

出典：Clarksons Research, "World Shipyard Monitor, Volume26, No.5(May-2019)"

2. 傭船契約の種類と特徴

傭船契約には、大きく3つの種類がある。

◆ 裸傭船契約 (Bareboat Charter Contract、B/C)

船舶の所有者が、船舶を、船舶上の器機や付属の什器備品とともに貸し出すこと。船員を配乗せず「裸」の状態の船を貸し出すためにこう言われる。

⇒ 賃貸借契約

◆ 定期傭船契約 (Time Charter Contract、T/C)

一定の期間を定めて、船主が船長・船員を配乗させ輸送能力を備えた船舶による輸送サービスを傭船者に対して提供し、傭船者は期間(日割り等)を基準とした傭船料を対価として支払う契約 ⇒ サービス(運送契約)

◆ 航海傭船契約 (Voyage Charter Contract、V/C)

特定船舶によって、特定貨物を、特定時期、特定区間内、特定の条件(運賃など)で、一航海の運送を引受ける契約 ⇒ サービス(運送契約)

定期傭船契約の特徴

	定期傭船契約	裸傭船契約
契約種別	運送(サービス)契約	賃貸借契約
船長・船員の手配	船主(供給者)	傭船者(顧客)
船舶の維持管理責任	船主(供給者)	傭船者(顧客)
船舶の利用に関する事項の指示権	傭船者(顧客)	傭船者(顧客)
航海の安全に関する事項の指示権	船主(供給者)	傭船者(顧客)
再傭船の制限	原則なし	原則あり
傭船料で賄われる船主(供給者)の費用	船舶取得費用及び金利、維持管理費用、船員費等	船舶取得費用及び金利
取引規模	比較的大	小

契約の種別

	定期傭船契約	裸傭船契約
契約種別	運送(サービス)契約	賃貸借契約

法律上の規定

商法 第三編 海商 第704条(定期傭船契約)

定期傭船契約は、当事者の一方が艀装した船舶に船員を乗り組ませて当該船舶を一定の期間相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

民法 第601条(賃貸借)

賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

定期傭船契約では、“利用”という言葉を使い、賃貸借契約との違いを明確にしている。(参考資料:法制審議会 商法(運送・海商関係)部会第3回会議 議事録)

契約の種別

	定期傭船契約	裸傭船契約
契約種別	運送(サービス)契約	賃貸借契約

租税条約上の規定(例:日本、シンガポール間)

第8条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸(注)に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことが出来る。

注)「国際運輸」とは、一方の条約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送をいう。

第12条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことが出来る。

3 この条約において、「使用料」とは、文学上、・・・船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金(第8条で取り扱うものを除く。)をいう。

国際的にも裸傭船契約についてのみ“使用料”(賃貸借取引)と分類し、定期傭船契約については、国際運輸(サービス)取引として捉えられている。

船長・船員の手配、維持管理責任

	定期傭船契約	裸傭船契約
船長・船員の手配	船主(供給者)	傭船者(顧客)
船舶の維持管理責任	船主(供給者)	傭船者(顧客)

法律上の規定

商法 第三編 海商 第702条(船舶の賃借人による修繕)

船舶の賃借人であって商行為をする目的でその船舶を航海の用に供しているものは、その船舶を受け取った後にこれに生じた損傷があるときは、その利用に必要な修繕をする義務を負う。ただし、その損傷が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。

商法 第三編 海商 第703条(船舶の賃借人の権利義務等)

前条に規定する船舶の賃借人は、その船舶の利用に関する事項については、第三者に対して、船舶所有者と同一の権利義務を有する。

船舶が利用できない状況下において

裸傭船の場合は、傭船者が維持管理 ⇒ 傭船料の支払い義務あり

定期傭船の場合は、船主が維持管理 ⇒ 傭船料の支払い義務なし

指示権

	定期傭船契約	裸傭船契約
船舶の利用に関する事項の指示権 ※1	傭船者(顧客)	傭船者(顧客)
航海の安全に関する事項の指示権 ※2	船主(供給者)	傭船者(顧客)

※1 配船(いつ、どこに、どのように船を向かわせるか)や運送する貨物の決定(つまりは運送サービスの内容の決定)等を行う権利

※2 例として気象条件や危機を考慮し航路等の変更を行うこと

法律上の規定

商法 第三篇 海商 第705条(定期傭船者による指示)

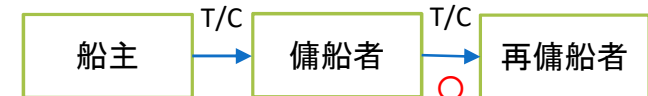
定期傭船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することが出来る。ただし、発航前の検査その他の航海の安全に関する事項については、この限りではない。

再傭船の制限

	定期傭船契約	裸傭船契約
再傭船の制限	原則なし	原則あり

標準的な契約上の規定

定期傭船契約 (T/C、定期傭船契約書式集 NYPE1993)



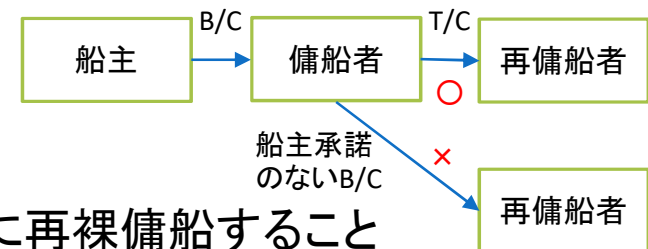
第18条 再傭船

別段の合意がない限り、傭船者は、本契約期間の全部又は一部につき、本船を再傭船することができる。ただし、傭船者は、本契約の履行義務を負う。

裸傭船契約 (B/C、海運集会所フォーム)

第15条 再裸傭船

傭船者は、船主の承諾を得なければ、本船を第三者に再裸傭船することはできない。



(民法第612条でも、賃貸借において、転貸には賃貸人の承諾が必要な旨規定されている)

定期傭船契約では、船主のみによる船舶の占有が継続していることから、原則として再傭船は許容されている。

傭船料で賄われる船主（供給者） の費用と取引規模

	定期傭船契約	裸傭船契約
傭船料で賄われる船主（供給者）の費用	船舶取得費用及び金利、維持管理費用、船員費等	船舶取得費用及び金利
取引規模	比較的大	小

船主（供給者）は、上記の費用を上回る傭船料を期待する。

実際の取引では、

裸傭船契約では、

船舶そのものの時価、資金の調達コスト等が反映された傭船料となっており、また、取引件数は少ない。

定期傭船契約では、

貨物輸送の需給バランス等の影響を大きく受け、それらを反映した傭船料（船舶の時価や、船主コストの積上げだけでは、説明が出来ないもの）となっており、また、船の種類や期間にもよるが、比較的多くの取引が行われている。

傭船契約の種類及び特徴

定期傭船についてのまとめ

- ◆ その契約の特徴からも運送サービス(役務提供)契約であり、一般的にもサービス契約として扱われている。
- ◆ 船主(供給者)のみが、自身で手配した船長・船員を通じ、船舶を占有している。
- ◆ 傭船者(顧客)は、利用した運送サービスに対してのみ傭船料を支払う義務がある。
- ◆ 傭船料は、貨物輸送の需給バランス等の影響を大きく受け、それらを反映したもの(船舶の時価や、船主コストの積上げだけでは、説明が出来ないもの)。